

企業別タクソノミ作成ガイドラインの修正案の概要

- ① 「4-3-2 貸借対照表のパターンの選択」の「表 4-4 貸借対照表のパターンと選択の仕方」において、以下の記載を追加

No	パターン	説明	パターンの選択
(4)	1-BS-13-Inventories-1-ByAccount	たな卸資産を科目別に掲記する方法	次のいずれか (4) (5)
(5)	1-BS-13-Inventories-2-OneLine	たな卸資産を一括して掲記する方法	

また、同表において、パターンの選択欄から、「(7)-(9)」及び「(21)-(23)」の組み合わせ（上記修正後の「(9)-(11)」及び「(23)-(25)」に相当）を削除

- ② 「5-1-1 ファイル構成」の「表 5-1 企業別タクソノミのリンクベースファイルの要否一覧」において、名称リンクに係る記載を以下のとおり変更

No	リンクベース名	設定する主な内容	拡張する内容毎の要否		
			要素追加	語彙利用※ 1	上書き※ 2
1	名称リンク	・企業別タクソノミで追加した勘定科目(要素)等の日本語名称、英語名称	◎	△注1	-

凡例 ◎：必須 △：必要に応じて作成 ×：不要 -：該当なし

また、同表において、注記を以下のとおり変更及び追加

※2：EDINET タクソノミの表示・計算リンクの設定を上書きする場合。なお、名称リンク及び定義リンクは上書きできません（「8-7. 名称リンクの上書きについて」、「11-4. 定義リンクの上書きについて」参照）。

注1：B群科目を利用する場合等でラベルを追加する場合に限ります（「8-8. ラベルの追加について」参照）。

- ③ 「5-1-2 ファイル名」の「表 5-3 企業別タクソノミのファイルの命名規約で用いられる値」において、「報告対象期間末日」に係る説明を以下のとおり変更

--

No	項目	設定値	説明
2	{報告対象期間末日}	YYYY-MM-DD	<p>報告書の対象期間の期末日</p> <p>※ 半期報告書においては、中間会計期間の末日を、四半期報告書においては、四半期会計期間の末日を設定します。</p> <p>※ 有価証券届出書においては、最近事業年度末日を設定します。</p> <p>(例:最近2事業年度の財務諸表と最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表を記載している場合、最近事業年度末日を設定します。)</p>

また、同表において、「提出回数」に係る説明を以下のとおり変更

No	項目	設定値	説明
6	{提出回数}	数値 (2桁)	<p>最初の報告を01とし、同一年度、同一の報告書についてXBRLデータを再提出する毎に1ずつ増やします。</p> <p>※ 同一提出日における提出回数ではないので留意して下さい。</p> <p>※ 02以上のものは修正再提出されたものとみなされます。</p> <p>※ 報告書インスタンスと提出回数をあわせるものとします。詳細は「12-3 XBRLデータの修正再提出時の取扱いについて」を参照して下さい。</p>

また、同表において、「提出日」に係る説明を以下のとおり変更

No	項目	設定値	説明
7	{提出日}	YYYY-MM-DD	<p>報告書の提出日</p> <p>※ XBRLデータを修正再提出する場合には、当該修正再提出する日を設定します。</p>

- ④ 「5-1-4 名前空間 URI」の「表 5-4 企業別タクソノミの名前空間 URI の命名規約と設定値」において、「報告対象期間末日」、「提出回数」及び「提出日」に係る説明を③と同様に変更

- ⑤ 「6-2 開示する勘定科目とラベルの同一性の判断」において、末尾に以下の記載を追加

なお、B 群科目を利用する場合等で、既定のラベルでは財務諸表等規則等又は業法等に整合しない場合等必要な場合には、企業別タクソノミにおいて該当する業種に対応するラベルロールにラベルを追加することができます（「8-8. ラベルの追加について」参照）。

- ⑥ 「7. 要素の追加」において、「但し、報告書インスタンスで値 (xsi:nil 属性が「true」を含む) が入力されない要素は追加しないものとします。」の記載を削除し、以下のとおり変更

EDINET タクソノミに適切な要素が無い場合、企業別タクソノミ上で新規に要素を追加します。なお、文書情報タクソノミに関する要素は追加しないものとします。要素追加の際の留意事項を以下に記載します。

- ⑦ 「8. 名称リンクの設定」において、以下の記載に変更

「7. 要素の追加」に従い要素の追加を行った場合や EDINET タクソノミの既定のラベルでは財務諸表等規則等又は業法等に整合しない場合等必要な場合、名称リンクの設定を行います。本章では名称リンクの設定方法について述べます。

- ⑧ 「8-7 名称リンクの上書きについて」として、以下の記載を追加

企業別タクソノミでは、EDINET タクソノミの名称リンクを上書きしないものとします。

- ⑨ 「8-8 ラベルの追加について」として、以下の記載を追加

B 群科目を利用する場合等で、EDINET タクソノミに用意されているラベルでは財務諸表等規則等又は業法等に整合しない場合等必要な場合には、企業別タクソノミにおいて該当する業種に対応するラベルロールにラベルを追加することができます。

例えば、別記事業において一般商工業タクソノミに用意されている勘定科目を使用する場合、既存のラベルでは業法等と不整合になる場合があります。その場合、業種毎に用意されたラベルロールのうち適切なものに、新規にラベルを追加することができます（この場合でも既存のラベルを上書きすることはできないことに留意してください）。

なお、ラベルを追加した場合には、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定することに留意してください（「9-3. 勘定科目の表示リンクへの追加方法」参照）。

- ⑩ 「10-5-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性」として、以下の記載を追加

提出会社は、インスタンス値 (xsi:nil 属性が「true」を含む) を設定する要素間の加減算関係を適切に表すよう計算リンクを設定します。従って、原則として計算リンクの加減算関係に基づくインスタンス値の検算結果は整合するものとします。詳細は「報告書イン

スタンス作成ガイドライン」を参照して下さい。

⑪ 「11-2 定義リンク設定の規約」として、以下の記載を追加

提出会社が作成する定義リンクベースファイルは、1つの企業別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「5-1-2 ファイル名」に従って下さい)。